

<同志社大学離籍時の注意点>

※離籍：卒業、修了、期間終了、退学、除籍等により、同志社大学の学生でなくなることを指します。

在留カードについて

- ☐ 離籍後は「留学」の在留資格を返納する（失効させる）必要があり、日本に滞在し続けることやアルバイトをすることはできません。速やかに日本を出国するか、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。
 - ※ 病氣療養中、妊娠中等、特別な事情で帰国が困難な場合はご相談ください。
- ☐ 出国時に空港で在留カードを失効させてください。
- ☐ 在留カードを空港で失効させた場合、穴のあいた在留カードの写真を撮って、写真データを留学生課に提出してください。
- ☐ 「留学」以外の在留資格に変更した場合は、新しい在留カードを留学生課に提出してください。

市・区役所での手続きについて

【部屋を退去して帰国する場合は・・・】

- ☐ 居住地の市・区役所に転出届を提出してください。
- ☐ 市・区役所で国民健康保険の脱退手続きをして、資格確認書を返納してください。
- ☐ 市・区役所で国民年金基金の脱退手続きをしてください。

【日本国内で転居（引っ越し）する場合は・・・】

- ☐ 居住地の市・区役所に転出届を提出し、新しい居住地の市・区役所に転入届を提出してください。
- ☐ 市・区役所で国民健康保険の脱退手続きをして、資格確認書を返納してください。
 - ※ 同じ市内に転居する場合、旧居住地での転出届と国民健康保険の脱退手続きは不要です。

※

同志社大学留学生住宅総合補償制度を利用中の方は・・・

- ☐ 退去日（解約日）1週間前までに解約依頼書を株式会社同志社エンタープライズに提出してください。
 - ※保険料の返金がある場合、1週間ほどで振り込まれます。

裏面につづく→

銀行口座の解約について

- 離籍後帰国する場合は、ゆうちょ銀行及び、日本国内でお持ちの銀行口座を解約して帰国してください。
 - ※ ゆうちょ銀行口座は1人1口座しか保有できません。また、口座情報は住所が登録されており、次回来日時に口座情報や開設時の住所を忘れていると、口座の解約・新規開設、継続利用ともにできず、ゆうちょ銀行を利用できない場合があります。
- ただし、電気、ガス、携帯電話等の使用料金の引き落とし予定がある場合は、引き落とし前に口座を解約しないでください。

郵便局での手続きについて

- 日本国内で転居する場合は、郵便局へ転居届を提出してください。

その他の手続き

- 退去日が決まったら、電気、ガス、水道、インターネット、携帯電話等の解約手続きをしてください。最終分の支払い方法を確認し、支払いを済ませた上で帰国してください。
- 自転車をお持ちでそれを他の人に譲渡する場合は、あなたと譲渡する方で帰国前に手続きしてください。帰国後に手続きを試みたものの、必要書類が足りず手続きできない事例が散見されます。手続きしないと譲り受けた方が窃盗犯と誤解される場合があります。
- 学生証は所属学部・研究科事務室に返却してください。
- 離籍後も別の教育機関で勉学を続けるために在留資格「留学」を保持する場合は、出入国在留管理局で「所属機関の異動に関する届け出」を行ってください。

◆詳細は以下の留学生課 Web ページでもご確認いただけます。

【留学生課 Web ページ：卒業予定の方へ】

<https://ois.doshisha.ac.jp/visa/graduation.html>

